



出雲河川事務所からのお知らせ

記者発表資料	平成23年 6月24日
配布日	

- 同時発表先：島根県政記者会
出雲市政記者クラブ

国土交通省と斐川町との間で行う「災害時の 情報交換に関する協定」の締結についてお知らせします

国土交通省中国地方整備局長と斐川町長は、斐川町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報交換について、下記のとおり協定書を締結します。

開催日時：平成23年7月1日（金） 午前9時30分

場所：斐川町役場2階 応接室

出席者：斐川町長 勝部 勝明

中国地方整備局長(代理) 出雲河川事務所長 平山 大輔

協定書の内容 別紙のとおり

※報道機関の皆様には公開で実施します（撮影は可能です）。

<問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所

T E L 0853-21-1850（事務所代表）

副所長：坂本 泰正（内線）205

防災情報課長：服部 洋佑（内線）261



災害時における情報交換に関する協定書の概要

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と斐川町長(以下「乙」という。)は、斐川町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、斐川町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、斐川町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。